

# 市町村連携の新形態による地域創生について

【担当省庁：総務省】

## 1 分散・共生型広域連携組織の創設

市町村連携を支援する国制度「連携中枢都市圏」・「定住自立圏」については、核となる都市と近隣自治体との間で都市機能の「集約とネットワーク化」を進めるものである。

この制度にあてはまらない、小規模な市町村が連携し、人口20万人以下の規模で広域連携を推進する新たな仕組みづくりは、今後の市町村連携による地域創生にとって重要と考えられる。

そこで、**国が進める「集約化型」ではなく、府との連携のもと市町村がそれぞれの強みを周辺市町村に波及させ、持続可能な生活圏の再構築と共生型のまちづくりを目指す「分散・共生型」の新たな広域連携**の仕組みを構築しなければならない。

### (1) 京都府北部7市町で進める水平型連携

中心となる都市を設けず、相互連携と役割分担により地域を一つの経済・生活圏とする**水平型連携に対しても、連携中枢都市圏に準じた財政措置を講じられたい。**

- ① 公共施設の相互利用・機能分担を行うハード整備（地域活性化事業債の適用など）
- ② 地域ブランドの確立のため、専門家などの外部人材の活用（特別交付税など）
- ③ 民間主体の取組支援（特別交付税など）

### (2) 京都府南部相楽東部3町村で進める府町村連携

府と町村の職員が相互の役場の職員を併任しながら**政策連携・事務の共同化を推進する広域連携組織を設置するなど都道府県と過疎化が進む複数の町村との連携に対し、財政措置を講じられたい。**

- ① 広域的な政策シンクタンク機能創設（特別交付税など）
- ② 広域連携拠点の整備（地域活性化事業債の適用）

京都府の担当課	総務部 自治振興課 (075-414-4447) 政策企画部 戦略企画課 (075-414-4341)
---------	--

### ■既存制度の主な要件

連携中枢都市圏	① 新中核市(20万人)が入っていること ② 昼夜間人口比率おおむね1以上 ③ 政令市への通勤通学者の割合が1割未満
定住自立圏	① 人口5万人程度以上 ② 昼夜間人口比率1以上 ③ 原則3大都市圏外

### ■小規模市町村の状況

人口5,000人未満の町村数 271市町村 / 1,741市町村（平成28.1.1現在）

### ■京都府内の市町村人口（平成28年1月現在）

- ・府北部7市町 福知山市(80,019人)、舞鶴市(86,124人)、綾部市(34,949人)、宮津市(19,116人)、京丹後市(57,691人)、伊根町(2,262人)、与謝野町(22,966人)
- ・相楽東部3町村 笠置町(1,468人)、和東町(4,234人)、南山城村(2,927人)

### ■京都府で取り組んでいる新たな市町村連携の状況

#### ① 京都府北部7市町（京都府北部地域連携都市圏の取組）

- ▶ 構成：5市2町（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）
- ▶ 特徴：「水平連携型」の新たな地域連携都市圏の形成
- ▶ 内容：一つの経済・生活圏を形成し、中核市にも匹敵する公共サービスや都市機能を備え圏域全体の活性化を図ることを目的

#### （この間の経過）

平成27年度	「京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言」を行い、推進協議会を設立
平成28年度	総務省委託事業を受けて「京都府北部地域連携都市圏ビジョン」を検討 観光や移住・定住の事業を先行して事業実施
平成29年度	「京都府北部地域連携都市圏ビジョン」を策定し、事業を推進

#### ② 相楽東部3町村（相楽東部未来づくりセンターの開設）

- ▶ 構成：府南部の相楽東部の笠置町、和東町、南山城村
- ▶ 特徴：広域的な連携組織を京都府と共同で設置
- ▶ 内容：人口減少・流出、高齢化が進むが、学研都市と中京圏との間という発展性の高い立地を活かし、交流・定住人口の拡大に向けた地域創生事業を積極的に展開

#### （この間の経過）

平成14年度	相楽郡任意合併協議会を設置したが、協議が整わず解散 （山城町、木津町、加茂町、和東町、笠置町、精華町、南山城村）
平成20年度	相楽東部広域連合を設置（笠置町、和東町、南山城村） 一般廃棄物処理等一部事務組合の事務を統合し、教育委員会の設置、広報や福祉関係業務の事務共同化を行う
平成28年度	相楽東部未来づくり推進協議会を設置し、地域づくりのビジョンを検討
平成29年度	相楽東部未来づくりセンターを設置（府、笠置町、和東町、南山城村） ※3町村及び府の職員（計4名）が相互の役場の職員を併任